

説明書

委託業務名	令和7年度女性活躍推進セミナー等委託業務
履行期間	契約締結日から令和8年3月31日
契約上限額	6,011千円
説明会	実施しない
仕様書等に対する質問・回答書提出期限	令和7年4月18日（金）17時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和7年4月23日（水）17時まで
提案書提出期限	令和7年5月7日（水）12時まで
プレゼンテーション	令和7年5月9日（金）13時から
審査結果の通知	令和7年5月14日（水）

1 参加資格確認申請書について

- （１）参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式１－１または１－２） １部
- イ 共同事業体協定書 １部 ※共同企業体の場合のみ
- ウ 誓約書（様式２） １部
- エ 会社概要（パンフレットで可） １部

- （２）申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

- （１）仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式４に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

3 提案書及び添付資料について

- （１）提出書類

- ア 提案書（任意様式）・・・ ７部
- イ 実施スケジュール案・・・ ７部
- ウ 業務体制表・・・・・・・・ ７部
- エ 見積書・・・・・・・・ ７部
- オ 実績書（様式３）・・・・ ７部

- （２）提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

- （３）提出された提案書及び添付資料は返却しない。

- （４）提出は持参又は郵送による。

- （５）提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 資料投影をしながらプレゼンテーションを実施する場合、スクリーン、プロジェクター（HDMI ケーブル対応）は県で用意するが、パソコンは参加者が持参すること。
- (3) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明10分、質疑20分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点は、審査員の評点の合計が満点の6割の場合とし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 審査の結果を踏まえ、評価点の最も高い者を最優秀提案者し、最終的に審査会の会長が決定する。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を随意契約の候補者とする。
 - ア 契約候補者が地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき。
 - イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。
 - ウ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。
 - エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本プロポーザルの質問は、11の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) (別添) セミナー等業務詳細
- (3) 公示
- (4) 説明書
- (5) 別表1 評価基準
- (6) 参加資格確認申請書（様式1-1または1-2）
- (7) 共同事業体協定書（参考ひな形）
- (8) 誓約書（様式2）
- (9) 実績書（様式3）
- (10) 質問書（様式4）

10 その他

女性の活躍推進佐賀県会議の会員登録を行い、さらに自主宣言の登録を行っている企業は、プロポーザルにおいて一律加点を行います。登録は、下記URLから行えます。

（会員登録のみの場合は加点対象ではありません。）

女性の活躍推進佐賀県会議 HP <https://juw-saga.jp/registration/>

11 問い合わせ

担当課 佐賀県男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7062

電子メールアドレス danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

